

京都市告示第 91 号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和3年4月20日

京都市長 門川 大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
西哲機業（西村家）	京都市上京区上立売通堀川西入芝薬師町 637 番
岡文織物榎邸	京都市上京区五辻通浄福寺西入上る姥ヶ榎木町 842 番, 840 番, 845 番
平等寺（因幡堂）	京都市下京区烏丸通松原上る東側因幡堂町 728 番 1

(都市計画局都市景観部景観政策課)